

未来投資会議 構造改革徹底推進会合

「第4次産業革命」会合（PPP／PFI）（第6回）

（開催要領）

1. 開催日時：平成30年11月5日（月） 13：00～14：00
2. 場 所：中央合同庁舎第4号館11階 共用第1特別会議室
3. 出席者：
 - 田中 良生 内閣府副大臣
 - 竹中 平蔵 東洋大学教授・慶應義塾大学名誉教授
 - 高橋 進 経済財政諮問会議議員

（議事次第）

1. 開会
2. PPP／PFIの活用促進について
3. 閉会

（配布資料）

- 資料1 : 内閣府（民間資金等活用事業推進室）提出資料
 - 資料2 : 内閣府（政策統括官（経済社会システム担当））提出資料
 - 資料3 : 金融庁提出資料
 - 資料4 : 総務省提出資料
 - 資料5 : 文部科学省提出資料
 - 資料6 : 厚生労働省提出資料①
 - 資料7 : 厚生労働省提出資料②
 - 資料8 : 経済産業省提出資料①
 - 資料9 : 経済産業省提出資料②
 - 資料10 : 国土交通省提出資料
 - 資料11 : 農林水産省提出資料
 - 資料12 : 竹中会長提出資料
 - 参考資料1 : 事務局提出資料
 - 参考資料2 : 内閣府（民間資金等活用事業推進室）提出資料
-

○平井日本経済再生総合事務局次長

ただ今より「未来投資会議 構造改革徹底推進会合『第4次産業革命』会合（PPP/PFI）」の、今シーズン第1回目を開催させていただきます。

本日は御多忙の中、皆様御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、田中副大臣に御参加いただいております。初めに田中副大臣から御挨拶をいただきたいと思っております。

○田中副大臣

今般、内閣府副大臣の経済再生担当を拝命いたしました田中良生です。

今日は各府省、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

未来投資会議では、専門的な検討を深めていく場といたしまして、主要分野別の構造改革徹底推進会合を設けているところであります。

第4次の産業革命分野については、引き続きまして、竹中平蔵先生に会長をお願いしているところであります。是非とも、専門的な観点からの議論のリードをお願いしたいと思います。

本日は次期成長戦略の策定に向けたPPP/PFI分野に関する第1回目の会合となります。このPPP/PFIについては、2013年度から2022年度の事業規模目標を21兆円と設定しているところであります。中でも、このコンセッション方式については、これまでの空港、上下水道、道路ですとか、また、クルーズ船のターミナル等々、推進をしてきたところではありますが、新たに公営水力発電及び工業用水道についての数値目標を設けるなど、さらなる案件拡大を推進しているところであります。また、さらにペイ・フォー・サクセスという成果連動型民間委託契約方式についても、活用と普及を推進していくということでもあります。

本日は、この未来投資戦略2018に掲げた施策について、フォローアップを実施していきたいと思っております。

課題解決に向けて、各府省一丸となった具体の取り組みが進むように、最大限の御協力をお願いしたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○平井日本経済再生総合事務局次長

それでは、PPP/PFIの活用促進についての議論を始めさせていただきます。時間も限られておりますので、失礼ながら出席者の御紹介は、お手元にお配りをさせていただいております座席表で代えさせていただきます。

席上には座席表、議事次第、資料1から資料12、参考資料1と2を配付しておりますので、御確認ください。

それでは、ここからは、竹中会長に一言いただいた上で、御進行をお願いいたします。

竹中会長、よろしくお願ひいたします。

○竹中会長

竹中平蔵です。今日はありがとうございます。

本日は再スタートしました推進会合の第1回目に当たります。

未来投資戦略2018で既に策定しました施策につきまして、関係省庁の取り組みのフォローアップを行い、あわせて、私のほうから今年度の本会合の進め方について、皆様にお示しして、お諮りしたいと思います。

皆様の御協力で日本におけるコンセッションを取り巻く制度の整備、そして案件への活用は大変大きく進んだと思います。しかし、ここで手を緩めることなく、さらに前に進めていく。そういう大変重要な局面だと思っておりますので、引き続き、前向きな御協力をお願い申し上げます。

まずは、関係省庁の取り組みのフォローアップをお願いしたいのですけれども、PPP/PFI推進室から順番にお願いできますでしょうか。

○石川内閣府大臣官房審議官

それでは、お手元の資料1と資料2を、私、PFI推進室長の石川から手短かに御説明いたします。

資料1の「『未来投資戦略2018』の推進状況」でございます。1ページ目の1ポツですが、コンセッションなどを推進していく「インセンティブ改革に関する項目」です。

次のページにあります改正PFI法において創設いたしましたワンストップ窓口制度や補償金の繰上償還の活用を通じて、促進を図っております。それと、3月28日に審査委員会の議事録公表ですとか、そういった運営権ガイドラインを改正いたしまして、必要な事項を整備してきたところでございます。

2ポツは「人材活用改革に関する項目」でございますが、31年度の要求におきまして、コンセッション・社会ファイナンス、いわゆる成果連動型民間委託などを担当する参事官級の職員について、増員を要求しております。

3ポツで「制度の絶え間ない改善等に関する項目」ですが、赤字継続の場合の契約解除方法ですとか、こういった事項について、必要に応じ運営権ガイドラインを改正する方向で関係各省からヒアリング、あるいは検討の報告待ちといったような作業をしております。英・仏でヒアリングをしております。一番下ですけれども、その他、関係府省から、関係法律等の整備状況について報告を受けて、内閣府でホームページの掲載を準備中でございます。近々にできると考えております。

続きまして、資料2にまいります。経済社会システム担当の審議官として御説明いたします。1ページ目で「成果連動型民間委託契約方式の普及促進」についてでございますけれども、具体的施策の中では、内閣府は必要な体制を整備の上、成果連動型民間委

託契約の案件動向の情報集約等々を行えということになっております。

これを受けまして、2ページ目ですけれども「現在の対応状況」として、31年度定員要求について、この方式を担当する職員の増員要求を行っております。今後はこの結果を踏まえまして、下にあります関係省庁とも調整の上、必要な体制整備を図りたいと考えております。

最後のページですが、こういった体制を整えた上で、31年度には、内閣府が司令塔としての新たな取り組みを行っていく予定でございまして、国内外の有識者へのヒアリング等の情報集約、ガイドライン策定等々に使う予算の要求を行っているところであります。

○竹中会長

ありがとうございます。

それでは、次は東京証券取引所、お願いできますでしょうか。

○小沼東京証券取引所取締役常務執行役員

東京証券取引所の小沼でございます。

本日はPPP推進を金融面で支える海外の先進事例ということで、オーストラリアのステイブルド証券につきまして調べてまいりましたので、御報告をさしあげます。

資料3の2ページ目に簡単な絵が描いてございますが、こちらをご覧くださいと思えます。インフラ資産のうち比較的パッシブな資産を保有するトラストの持分と、実際にインフラ事業を運営する運営会社の株式をセットで保有するステイブルド証券というものに、投資家が投資をして、お金を流していくという仕組みが使われております。

次の3ページ目をご覧ください。具体的に3社、道路を運営する会社、空港を運営する会社、エネルギー関連の送電網等を運営する会社の事例を調べてまいりましたが、それぞれ、トラストと運営会社で資産を切り分けして保有しています。概念的には賃料や金利といったパッシブな収入を生み出す資産がトラスト側で保有されており、収益の多寡に関与するような資産はインフラ事業を運営する運営会社側で保有しています。トラスト側は非課税扱い、そして、運営会社の収益については課税扱いといったような形で切り分けて保有しているものでございます。一番下の3ポツにございますとおり、トラストに入ってくる賃料や金利については、マーケット水準から逸脱しないような形で設定され、行政等もそれをしっかりチェックをしながら進めているのが現状でございます。

○竹中会長

ありがとうございます。

一連、まず、御報告を伺いたいと思っておりますので、総務省にお願いしてよろしいでしょうか。

○佐々木総務省大臣官房地域力創造審議官

総務省の地域力創造審議官の佐々木です。

未来投資戦略2018の進捗に関して、総務省関連について御報告いたします。

下水道・簡易水道についての、人口3万人未満の団体における公営企業会計の適用ということですが、年内に新たなロードマップを策定することとしております。

次にPPP/PFI事業のさらなる活用拡大ということで、体制の整備ということですが、制度関係省庁の1つとして、総務省としてですが、内閣府からの要請及び総務省として果たすべき役割を踏まえ、どのような対応が可能か、今後、検討したいと考えております。

次に国庫補助や地方交付税措置についてのインセンティブを阻害する仕組みの排除等ですが、事業を所管する関係府省が実施する点検等について、地方財政制度を所管する立場として、連携してまいりたいと考えております。

次に事業者・投資家向けの説明会の開催、あるいは公共施設等運営権制度の理解を深めるための方策でございますが、公営企業の経営改革につきましては、公共施設等運営権方式の導入も含め先進・優良事例を取りまとめた事例集を作成しており、公営企業管理者や財政担当者などを対象とした各種会議、講演等の機会を通じて、地方公共団体に周知を行っているところであります。引き続き、全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議等の機会を捉え、地方公共団体に対して周知を行ってまいります。

最後になりますが、「成果連動型民間委託契約方式の普及促進」でございます。債務負担行為の周知等、他の地方公共団体の事例を確実に横展開するというところでございますが、事業を所管する関係府省が実施する取り組みを踏まえ、必要な協力を行ってまいりたいと考えております。

○竹中会長

ありがとうございます。

次は文部科学省にお願いします。

○山崎文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部技術参事官

文部科学省でございます。

資料5をご覧ください。文教施設分野における未来投資戦略の進捗状況のポイントについて、御説明させていただきます。

まず、1ページ目でございますが、文教施設につきましては、平成30年度までに3件のコンセッション事業の具体化を目標とされております。文科省では平成28年度にまとめた有識者会議の報告書を踏まえ、具体的な案件形成が進むよう、平成29年度から先導的に事業の検討を行う地方公共団体に対する支援事業を実施するとともに、平成30年3

月末に実務的な手引きを作成し、地方公共団体等に周知しているところでございます。これらの取り組みによりまして、赤いところでございますけれども、平成30年度、現時点で事業契約済みが1件、募集要項等の公表が1件、実施方針（案）の公表が1件となっており、平成30年度までのコンセッション事業の目標である3件の具体化を達成できるものではないかと考えております。今後もさらなる地方公共団体の文教施設に関するPPP/PFI事業の案件形成を図るため、事業の検討を支援してまいりたいと考えております。

次のページでございますけれども、簡単に個別の状況について、御説明をさせていただきたいと思っております。2ページ目の上段でございますが「奈良少年刑務所赤れんが建造物」については、昨年12月に実施契約を締結し、平成31年10月からの史料館の運営開始に向け、本年10月から耐震改修工事を開始しているところでございます。下段でございますが、「有明アリーナ」につきましては、東京2020大会後の平成33年度からの供用開始に向け、本年7月に募集要項等が公表されたところでございます。

3ページ目でございますけれども「大阪中之島美術館」につきましては、大阪市から本年10月に実施方針の案が公表されております。来年4月には「地方独立行政法人大阪市博物館機構」が設立され、事業者の選定手続を実施する予定となっております。下段ですが「京都スタジアム（仮称）」につきましては、運営方針を検討中でございます。

○竹中会長

ありがとうございます。

厚生労働省、お願いいたします。

○吉永厚生労働省大臣官房審議官

厚生労働省の生活衛生担当審議官の吉永でございます。

お手元の資料6をご覧くださいと思います。

1ページ目、コンセッション方式の具体化についてでございますが、下の表にございます6つの地方公共団体におきまして、デューディリジェンスが終了したところでございます。今後、これらのさらなる具体化につきまして取り組んでまいりたいと考えてございます。

2ページ目、官民連携推進協議会についてでございます。中ほどに開催実績がございますが、今年度につきましても、4カ所で実施したいと考えておまして、8月に埼玉県、10月に福島県で既に開催しているところでございます。参加実績につきましては、ご覧くださいと思います。

4ページ目でございます。水道法の改正法案につきましては、昨年の通常国会に提出し、現在、参議院で継続審議になってございますけれども、何としましても今国会で成立していきたいと思っておりますので、何とぞ御支援いただければと思っております。

○伊原厚生労働省大臣官房審議官

審議官の伊原でございます。

資料7をご覧くださいませでしょうか。「ソーシャル・インパクト・ボンド」を使いまして、社会的事業の評価指標、あるいは民間資金の獲得を進めるためのモデル事業を昨年度から3カ年で実施しております。その下に平成29年度の主な事業の概要がございますけれども、養育里親のリクルートや研修等の包括支援、あるいは生活困窮者の方の社会参加や就労支援、そうした事業について、事業計画を策定しました。

この内容を踏まえまして、今年度は実際に事業を行っており、対象は9事業で実施しております。大きく2つの類型に分けておりまして、課題が個別具体的で成果指標の特定が容易な「特定課題型事業」と、地域全体を対象に保健福祉分野と農業や地域の再生といった他の分野がコラボして行うような「地域課題型事業」の2つに分類して行っております。

来年度につきましては、こうした両方の事業の成果を踏まえまして、具体的には「特定課題型事業」につきましては、成果指標とそれに応じた報酬設定の手法をちゃんと見出していきたい。さらに「地域課題型事業」につきましては、全国展開に向けて、地域住民や財団からの資金調達が可能となる成果指標を見出して、32年度以降の横展開を進めていきたいと考えております。

○竹中会長

どうもありがとうございました。

それでは経済産業省、お願いします。

○村瀬資源エネルギー庁電力・ガス事業部長

経済産業省でございます。

資料8と9がございますが、まずは資料8に基づきまして、公営水力発電と工業用水道事業のうち、まず公営水力発電について、説明をさせていただきたいと思っております。

まずは公営水力発電の取り組み状況についてでございますけれども、3ページをご覧くださいませでしょうか。公営水力発電につきましては、平成30年度から3年間を集中強化期間といたしまして、目標を定めましてコンセッション事業の具体化を進めているところでございます。現在、案件形成に向けまして、これまでも施策説明会を実施するなど、事業移行のメリットなどを紹介することで、地方自治体のコンセッション事業への移行検討を促しているところでございます。

4ページを見ていただけますでしょうか。先行事例といたしまして、鳥取県におきまして、コンセッション方式によるPFI事業の検討が具体的に進んでいるところでございます。検討の背景、対応の方向性などにつきましては、資料にて簡単に概要を紹介させ

ていただいているところでございます。

○松永経済産業省地域経済産業グループ地域経済産業審議官

続きまして、工業用水道の5ページ以下でございます。

7ページ目をご覧ください。未来投資戦略において、公営水力発電同様に新たに重点分野とされたものでございまして、平成30年度から32年度までを集中期間として、3件のコンセッション事業の具体化を目標とするものとなっております。

8ページ目でございますように、現在、今年度でございますけれども、3つの自治体におきまして、デューディリジェンスを開始したところでございます。さらにその他の複数の自治体におきまして、導入可能性調査も実施しているところでございます。平成31年度概算要求において関連予算を要求しておりまして、工業用水道についても、目標達成に向けてしっかり取り組んでまいりたいと思います。

○江崎経済産業省商務・サービスグループ政策統括調整官

経済産業省でございますが、続きまして資料9、ソーシャル・インパクト・ボンドについての御説明をさせていただきます。

先ほど厚労省の伊原審議官からお話をいただきましたものと、ほぼ同じようなことなのでございますけれども、まず1ページ目をごらんください。これまでは神戸市、八王子市におきまして、糖尿病重症化予防と大腸がん、これは現在アウトカムについてのチェック中でございます。実際に事業の一部は終わりましたので、果たしてこれが安定した指標になるのかどうかをチェックしているところでございます。

現在、案件が進められているのはその下の段でございまして、幾つかの地域にまたがって、飛び地であってもこういうことが同時にいけるのかどうかという実証でございます。これは広島県の中で行って、3年間でございますが、ここで大腸がんの早期発見の数の増加を図るということで、厚労省と似たような対応でございます。

お隣は、県をまたがって兵庫県、新潟県、千葉県はヘルスケア事業で、基本的には歩くという健康ポイントが、実際にどれくらい住民の中で増えるのかという取り組み、インセンティブをつけることで進めるという取り組みを進めるものでございます。

今後は、おかげさまでいろいろな取り組みについてのお問い合わせが多くございます。先に見ていただくと、4ページ目にありますように、やはり多いのは補助金がないのかというのが多かたりするものですから、これは地方創生交付金などを活用してはどうかという話とか、既にノウハウはたまりつつありますので、最後のページにありますようにロジックモデルその他、こういったものを提供しつつサポートしていく。そのような状況でございます。

○竹中会長

ありがとうございます。

次は国土交通省、お願いします。

○坂根国土交通省総合政策局審議官

続きまして、国土交通省でございます。

資料10をご覧ください。まず、総合政策局でございますが、省内の横断的な事項を担当しているところでございます。

1つ目は所管事業に関する国庫補助等において、改革のインセンティブを阻害する仕組みを排除するということでありますけれども、これは各局の事業について、事業主体が公共事業等運営管理者である場合、あるいは地方公共団体である場合とで、差はないことを確認しております。また、地方公共団体が実施する先導的な事業に対して、導入可能性調査に対する補助を実施しているところでございます。さらに交付金事業の実施、あるいは補助金の採択等においては、一部要件化を図っているところでございます。

続きまして、民間からの職員を登用する場合の利益相反等が起こらないようにということでもありますけれども、これは人事院の研修等を通じまして、国家公務員法の守秘義務等が守られるようにしているという取り扱いをしております。また、優先交渉権者の選定を二段階で行う場合の取り扱いですけれども、空港、あるいは道路に該当がありまして、それぞれ調査、整理を行っているところでございます。

最後、公共施設等運営権方式において、事業者、投資家向けの説明会ですけれども、これは、今年の2月に東京において400人弱の方に集まっておきまして、実際に実施をするとともに、また、今年度においても、来年1月頃にセミナーの開催を予定しているところでございます。

○岩崎国土交通省航空局次長

2ページの上から2つ目でございます。専門的知識と豊富な経験を有する専任の民間人材を登用すべく、平成31年度からの登用に向けて、現在取り組んでいるところでございます。

2ページの上から3つ目でございます。これまで、仙台空港、高松空港、福岡空港といった事例を積み重ねているところでございますが、今後も案件を継続していくために、外部有識者による検証を行い、今後の案件に反映したいと考えてございます。具体的には、8月に有識者からなる検証会議を立ち上げたところでございまして、今後、過去の事例を検証いたしまして、年内に結果を取りまとめて、今後、予定されております広島空港の実施方針に反映させたいと考えてございます。

3ページの上から1つ目でございますが、公務員の派遣につきましては、国が担っておりまして業務の円滑な引き継ぎのために運営事業開始以後の初期段階におきまして、公務員出向を実施中でございます。現在公募中の北海道7空港のコンセッションにおき

ましても、応募者の意向確認を実施しているところでございます。

上から3つ目でございますが、保安区域へ旅客以外の入場を可能とする仕組みにつきましては、今年5月に関連規定を改定済みでございます。現在、運営権者におきまして、具体化について計画をしているところでございます。

資料4ページの上から2つ目でございますが、国庫補助及び地方交付税法上のイコールフィッティングにつきましては、周知文書を地方公共団体に発出すべく、関係省庁と現在調整を行っているところでございます。

○浅輪国土交通省港湾局技術参事官

港湾局でございます。

お手元の資料の9ページ目になります。港湾局関係におきましては、現在、福岡市において、ウォーターフロントの再開発のコンセッション案件につきまして、スキームの構築の検討が行われております。具体的には東アジアクルーズにおける海外の他の港のターミナル料金の実態調査などを行い、事業の実現に向けた検討・調整を進めているところであります。国土交通省といたしましても、案件形成に向けて引き続き福岡市を支援してまいりたいと思っております。

また、アクションプランに掲げられた数値目標の達成につきましては、先行事例の福岡市の進捗を踏まえつつ、その他のターミナルを有する港湾管理者に対して、情報提供などを行う予定としております。

○高科国土交通省観光庁審議官

続きまして11ページ、観光庁でございます。

MICEの施設につきましては、平成29年度から31年度までの集中強化期間におきまして、6件のコンセッション事業の具体化を進めているところでございますが、現状までに横浜市、愛知県が採用、福岡市が採用の意向を見せている状況でございます。札幌市、名古屋市につきましても、導入可能性調査を現在実施しているところでございまして、年度内にコンセッション制度の採用可否が決まる予定です。引き続き、アクションプランに基づいてしっかり取り組んでまいりたいと考えてございます。

観光庁といたしましては、目標達成に向けまして、個別の自治体に直接働きかけを行うとともに、主要12都市が参加するグローバルMICE都市・都市力強化対策本部や、ブロックプラットフォームなどの場を活用して、コンセッション方式の導入のメリットを示し、先行事例などを活用しながら、導入を促す活動を予定しているところでございます。引き続き、関係府省部局と協力しながら対応をしてまいりたいと考えてございます。

○林国土交通省水管理・国土保全局次長

水管理・国土保全局でございます。

資料の14ページをご覧ください。下水道のコンセッションの進捗状況について、御報告をさせていただきます。

まず、混合型のコンセッションにおけます契約の妥当性、契約手続の合規性を担保する仕組みの構築につきましては、先行案件であります浜松市の事例をもとに、現在整理をさせていただいているところがございます。今後、これを踏まえて関係地方公共団体に周知をしてみたいと考えております。また、先行案件の取り組みを踏まえた標準仕様書等の改定につきましては、浜松市の事例におけます取り組み事例を把握しているところがございますけれども、今後、事例を積み重ねていきまして、設計指針等への反映を検討したいと考えております。

次に、物価変動の定義と料金への転嫁に関する計算式につきましては、今年度中に改正を予定しております下水道のコンセッションガイドラインに反映できるように、鋭意検討を進めているところがございます。また、集中強化期間中の6件の数値目標についてでございますけれども、浜松市に続きまして、高知県の須崎市で、今年8月に募集要項を公表いたしまして、事業者の募集を開始するなど、取り組みを進めているところがございます。

6件の目標の達成に向けまして、引き続きしっかりと支援をしてみたいと考えております。

15、16ページに、御紹介いたしました浜松市と須崎市の事例の概要について、御紹介させていただきますので、ご覧いただければと思います。

○田尻国土交通省道路局審議官

道路分野でございます。

資料17ページをご覧ください。愛知県の道路コンセッションの状況でございますが、愛知県からは、通行台数も堅調に推移しておりまして、引き続き順調に運営が行われていると聞いております。また、本年7月18日には、既存のパーキングエリアがリニューアルされまして、そのパーキングエリアで地域食材を使ったイベントを実施していると承知をしております。長期にわたる取り組みでありますことから、国としても引き続きしっかりこの取り組みをサポートしていくことが必要と考えております。

また、横展開についてでございますが、愛知県道路公社の、この先行事例につきましては、国土交通省としましても、都道府県、あるいは政令市の参加する関係者の会議などにおいて、情報提供を実施しております。

さらに、愛知県道路公社においては、全国の15の地方道路公社、それから、23の地方公共団体を対象にしました現地見学会を9月に実施しております。加えまして、愛知道路コンセッション株式会社においても、自らの取り組みにつきまして、セミナーなどにおいて情報発信をしていると承知をしております。引き続き、愛知県とも連携をしながら情報提供を初めとした横展開を図ってまいります。

○真鍋国土交通省住宅局審議官

続きまして、住宅局でございます。

資料は20ページ目以降になります。「PPP/PFI推進アクションプラン」におきまして、平成28年度から30年度までを集中強化期間として、6件の具体化を目標とするということが掲げられておりましたけれども、取り組み状況はご覧のとおり、前回御報告いたしました6件に加えまして、2件、京都市、埼玉県の公営住宅において、事業契約済みとなりまして、目標を超える8件が、これで事業化スタートしたということになります。

そのほか、前回御報告して以降に神戸市、愛知県のそれぞれの公営住宅において、事業者募集を開始したところございまして、年度内にはこれも事業契約の運びになっていく見通しを立ててございます。

次のページ以降は、個々の団地の概要がございしますが、説明は省略させていただき、32ページ目にありますように、こうした公共団体の取り組みにつきまして、基本構想の検討、内閣府の予算を活用した導入可能性の調査、交付金における重点配分、補助金における導入検討の要件化、こうしたことをもって公共団体の検討、事業化を支援しているところでございます。

○竹中会長

それでは、農水省、お願いいたします。

○本郷農林水産省林野庁次長

農林水産省林野庁でございます。

資料11をご覧ください。1ページおめくりをいただきまして「未来投資戦略2018」では「次期通常国会に向けて国有林野関連の所要の法律案を整備する」ということになっております。現在、その法案の進捗状況でございますけれども、次期通常国会に向けて、関係府省、あるいは内閣法制局と調整しているところでございます。それに先立って素材生産業者や木材需要者に対する木材の安定供給等に関するアンケートを実施しております。また、成案を得るために年内に3回程度、林政審議会にて議論を予定しております。これは手続として決まっているものではありませんが、広く御意見をいただくということで考えております。

2ページ目は昨年の12月に御説明したもので、提案募集を受けて、こんな課題がありますということを御報告させていただいたものでございます。

1ページ飛ばしていただいて、4ページ目をご覧ください。今年の3月に、こういうイメージで考えておりますというものをお示ししております。国有林から長期間で権利を設定して木材を販売すると、木材の販売を受けた意欲と能力のある林業経営体が、加工流通業者、木材利用業者と連携して、木材の需要を大きくしながら、生産性を向上し

ていくスキームを導入できないかということが、周りの民有林のシステムにもいい影響を与えるのではないかと御提案をしたところでございます。

1 ページ戻っていただいて3 ページ目で、アンケートを実施したところでございます。絵になっていますけれども、左側に意欲と能力のある林業経営者、素材生産をされるような方、右側に木材の加工流通をされる方ということで、いずれも長期的にやはり安定した事業量が必要だということがトップを占めておりまして、課題として今後の長期的に安定した事業量を確保するというのを念頭に法案、あるいは事業の仕組みを考えていきたいと思っております。

5 ページ目でございます。国有林のことについて、御案内ではない方もいらっしゃると思いますので、今、どんなスキームを考えているのか簡単に御説明したいと思います。左側が現在の国有林の伐採の仕方でございます。国有財産ということで、国が造林、保育、伐採を行うわけですけれども、伐採を民間事業者に請け負わせるような場合には、毎年、個別に場所、あるいは時期、量を特定して、例えば伐区Aでございますけれども、そこを入札にかけて事業者を決定するという形をとっております。それを一定の区域を大きくとりまして、その中に伐採できる場所等を考えまして、これをある林業経営者が、立木を一定期間安定的に伐採できるようにしていきたいと考えているところでございます。その下に、1、2、3、4と書いてございますけれども、長期にわたり伐採を行うことができるような仕組みということではございますけれども、その際に安定した権利として設定できないかということ、今、法案として考えております。

また、国有林からたくさん材を出すことによって、民有林からの供給を圧迫しない民業圧迫にならないような仕組みを考えなければならないと考えております。また、一方で伐採が集中することによって国有林野の公益的機能、水源の涵養でございますとか、土砂の流出防止ですとか、そういう機能の維持増進が確保できるようなものとするためのシステムをあわせて考えていきたいと思っております。

最後に、再生林をしなければ、持続可能性がございませんので、主伐後の再生林を効率的に行う仕組みを現在検討しているところでございます。

○竹中会長

ありがとうございます。

各府省庁、大変丁寧に対応していただきましたことに感謝を申し上げます。

以上の報告を踏まえまして、私からこの会合の今後の進め方について、お話をさせていただきたいと思っております。お手元の「未来投資会議 構造改革徹底推進会合（PPP/PFI）進め方について」という資料12をご覧くださいと思います。

今後の議論で主な論点になる事項であります。大きく9項目を掲げさせていただきました。順番に御説明します。

1 番目は「民間事業者からのコンセッション制度の改善要望への対応方針の決定」で

あります。今年の3月に内閣府や関係府省の御尽力で、民間事業者からの意見も踏まえた運営権ガイドラインの改定を行っていただきました。この内容は私の知る限り、官に有利になりがちな日本のコンセッションにおける仕組みを官民の責任と権限のバランスをとる方向に直してくれたものと評価できると思います。ただ、まだまだ課題があるという声も一方で聞かれるわけでありまして、その課題を吸い上げるために国土交通省の航空局には検証会議を開催してもらっておりまして、内閣官房にはアンケートなどを行っていただいております。これらの結果を踏まえて、残された課題と解決案について議論するための会合を年内か遅くとも年明け早いタイミングで開催したいと思っております。航空局で行っていただいている検証会議については、取りまとめた上で、ぜひ座長にこの場でプレゼンテーションをお願いしたいと思っております。

航空局、そういうことでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

このタイミングで、再生事務局からは民間事業者へのアンケートの結果の報告を同じような時期にさせていただきたいと思っております。

また、せっかくの機会ですので、問題意識を持った専門家などからのヒアリングをあわせて行いたいと思っております。再生事務局のほうで福田補佐官と相談して、人選をよく考えていただきたいと思います。これは再生事務局にお願いいたします。よろしく申し上げます。福田補佐官には人選の助言に加えまして、国交省航空局や内閣官房、専門家の方向などを踏まえまして、専門家としてガイドラインの再改定の方向性を、その際に御提案をいただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

○福田大臣補佐官

承知しました。

○竹中会長

よろしく申し上げます。ありがとうございます。

関連して、ちょっと順番が逆になるのですが、9番目を先にお話ししたいと思っております。

今年3月末に改定後の運営権ガイドラインが示されました。ただ、残念ながら、その後実施方針が出された地方自治体や国の外郭団体などの運営権案件では、運営権ガイドラインの内容と矛盾するものが示されたりしているケースがあるという話が聞こえております。そんなに数が多いと思いませんので、今年4月以降に実施方針の出た運営権の案件について、ガイドラインの記載と矛盾があるものがないか、矛盾がある場合はどのような事情によるものなのか、内閣府PFI室においても、調査を行っていただけないでしょうかというようなお願いでございます。調査結果やガイドラインについて、議論を行う会合の際に、あわせて報告をお願いしたいと思っております。

PFI室、よろしいでしょうか。

○石川内閣府大臣官房審議官

わかりました。

○竹中会長

お願いします。ありがとうございます。

それでは、この調査は福田補佐官にもぜひ協力をお願いしたいと思います。

○福田大臣補佐官

多分、4月以降という意味で言うと、航空局が担当している北海道7空港の案件は、ガイドラインを踏まえていることを確認していますので、そんなに数はないと思いますけれども、それ以外の案件ということになるかと思います。

○竹中会長

ありがとうございます。そのように、ぜひお願いいたします。

続いて、2番目の項目に戻りますけれども、成果連動型民間委託契約方式については、司令塔に関する機構定員要求あったことで、おかげさまでこれは大きな一歩が踏み出せたと思っております。ただし、来年度になって司令塔ができる前に進められることは、前倒しで進めてもらいたい、できることは先にやっていただきたい。特に国の事業における活用という意味で、厚労省や法務省の取り組みを確認して、問題があれば、解決策を示して前に進めてもらいたいと思っております。

そこで「2. 推進方法」にお示ししていますけれども、今日、有識者として工藤さんに出席いただいていますけれども、厚労省や法務省へのヒアリングを行っていただきたいと思っております。ヒアリングを通じて、もし課題があれば、解決策のアイデアをあわせて、本会合に対して今年度中に提言をしてもらいたいと思うのですが、工藤さん、お願いできますでしょうか。

○工藤社会的投資推進財団常務理事

承知いたしました。

○竹中会長

ありがとうございます。

それと、厚労省と法務省にはヒアリングへの協力をぜひお願いしたいと思います。再生事務局と、今後、司令塔の役割を担う内閣府には、工藤さんをぜひサポートしてあげていただきたいと思っております。

関係する方々、そういうことでお願いできますでしょうか。

反対はないということですので、ありがとうございます。

続いて3番目でございますけれども、国有林については、来年の通常国会を念頭に検討を行っていただいていると思います。今後も林野庁には福田補佐官や規制改革推進会議を担当されている田和統括官と連携をしまして、検討を進めていただきたいと思います。その際に、私として気になっていることがありますので、申し上げておきたいと思っております。

1つ目は、この取り組みで実現を図る公益上の利益と、参画しようとする民間企業の事業上の裁量を、ぜひうまくバランスするような制度設計をしてほしいということがあります。先ほどからの御説明の中にも、そういう点は含まれていたわけでありましてけれども、行政だけの視点で制度設計すると、ついつい相手に求めるもののハードルが高くなって、それでいて、実現するための権限も狭くということになりがちでありますので、森林の公益を考えると、相手に相応のことを期待するのは当然でありますけれども、それを実現するための裁量やインセンティブ、動機づけの設計もうまくやってほしいと思っております。

2つ目は、森林の伐採という資源の活用の部分だけではなくて、伐採後の再生林の重要性という観点で、これは先ほどもお話がありましたけれども、海外の森林では、長期的に経済性と公益性をバランスするような造林を民間の創意工夫で行っている。今回の取り組みも、資源の活用だけではなくて、資源の長期的な規制にも最大限、民間の創意工夫が入るようにうまく仕組みをつくってほしいと考えているところであります。

最後は、制度運営のノウハウの積み上げという観点でありまして、仮に林野庁として新しい制度をつくるとしましても、我々が議論しながら積み上げてきたコンセプションにおける各種制度、これはガイドラインとか税制面での解釈などを含んでいるわけですが、そうした制度をうまく生かす工夫はぜひ考えていただきたいと思います。参入する企業にとっても、それは安定感を生むと思っております。縦割りではなくて、ぜひ横串で考えていただきたいと思います。

以上、3つの観点を踏まえて、検討を進めていただきたいと思います。林野庁はそういうことでよろしゅうございますでしょうか。

○本郷農林水産省林野庁次長

はい、結構です。

○竹中会長 ありがとうございます。

それでは、福田補佐官や田和統括官にも、今申し上げた点をよろしくお願いを申し上げます。

それでは4番目なのですが、先ほどの報告の中でも、日本のインフラ投資法人の仕組みについて、東証から海外との比較調査を行ったという報告をいただきました。増えつつある運営権のこの案件に、日本の国民の年金を初めとした資金を安定的に供給

する仕組みとして、金融市場側の制度整備も大切な論点であると思います。

福田補佐官にこれまでの金融庁、東証の調査を踏まえて、専門家として今後の進め方への御意見を伺いたいと思っております。ここはお願いしてよろしいでしょうか。

○福田大臣補佐官

わかりました。

先ほど、小沼さんからオーストラリアの制度の御説明がありまして、資料3の東証の資料で、1ページ目のところにいろいろな国の仕組みが並んでいる中で、何故あえてオーストラリアにフォーカスしたかという話です。そもそも日本ではインフラの投資をする投資法人の制度はできていますけれども、同じ投資法人が不動産を持った場合は一定の要件を満たした場合、導管制課税と呼ばれている投資法人としては法人課税を受けない、そういうことが許容されているわけですが、同じ投資法人で運営権を持つと、現状で言うと、そのような法人課税の減免の適用、導管制の認定は受けられないというのが、今の日本の状況です。

不動産に類するものに関しては導管制を認めるけれども、事業のようなものには認めないというのが、従来、日本の整理だったので、このようになっているわけですが、一方で海外を見ると、日本で事業と取り扱っているような分野で上場の仕組みを使っている国があると、そういう国では同じように整理しているのか、日本では認めていないけれども、海外では認めているようなことがあるのかということ調べてみようということだと理解しております。そういう観点で見ると、先ほど説明がありましたけれども、空港とか道路とか上下水道とか、日本がコンセッションの対象にしているものと比較的近いものを上場の仕組みに乗せているのがオーストラリアだということで、では、そこでどうなっているのかを金融庁さんと東証さんがお調べになったということかと思えます。

ただ、先ほど説明があったとおり、結論から言うとオーストラリアも事業に類するものに対して導管制の税制、要は法人税の減免の措置は認めていなかったと、やはり、不動産に近いものには認めるけれども、事業に類するものに対しては、法人税上の減免は認めないのが、海外においてもそうであることが、一応、今回の制度では明らかになったかと思えます。それはそれで、客観的な事実を知ったことは一歩前進だったのだろうと思うのです。

そうなったときに、今後どういう議論があり得るかですが、実はこの東証さんの出していた資料の1ページ目の中に、韓国が一番右側にあります。韓国も日本と同様に投資法人としての導管制は認めていないわけですが、一方で投資法人の向こう側で、日本でもコンセッションは株式会社に運営権を持たせるのが一般的です。この株式会社の株式を投資法人で持つのは日本でもできるのですが、日本ではこの場合、株式会社の株式を投資法人は50%未満しか持てない制度になっています。特定の企業の支配

を投資法人がしないようにということですが、一方で韓国はこちらにもありますとおり、PFI法に基づくプロジェクトの会社の株式であれば、100%持ってもよかったりする制度が入っている。だから、法人課税の面では、あまり日本の制度は特殊性はないのですけれども、韓国との関連でいくと、株式会社の株式をどこまで持てるのかというところには、若干、制度上の論点というか違いがあったりするということでありまして、この点は少し追加で調べてもらって、日本でそれを入れる、入れないという話をいきなりやるのは早いような気がします。どういう背景があるのか、さらに言うと、違いというのが、日本のニーズとの間で意味のある違いなのか、そうでないのかといったあたりは、もう少し金融庁さんに海外の事例として、韓国の制度も調べてもらって、内閣府で一応、事業者の意見聴取は今年の成長戦略でやることになっていますから、もうちょっと企業側がどういう制度が使いやすいのかということも聞いていただいたりすることはやってもいいのではないかなと思います。

○竹中会長

ありがとうございます。

一見細かいことではあるのですが、大変重要なことでもありますので、今の御意見を踏まえて、金融庁、東証には韓国の事例を追加調査としてぜひお願いをしたいと思えます。そして、福田さんからもぜひ助言をいろいろしていただきたい。これらの調査を踏まえて、実際に制度を活用する事業者のニーズとして、今の日本の制度でも十分かと、韓国などにある日本にはない制度があったほうがよいのかどうか、そういうことを地道に着実に、ぜひ議論をしていきたいと思えます。この点については、PFI室でも引き続き御検討をぜひお願いしたいと思えます。

特に今の関係の省庁、今のような整理でよろしいでしょうか。福田さんも含めてぜひお願いいたします。

○福田大臣補佐官

はい。

○竹中会長

ありがとうございます。

このテーマも素材がうまく集まるようであれば、会合で中心的な議題として一度取り上げてよいのかなと思えます。民間からのそういう関心は非常に高いということだと思えます。

ここまでは未来投資戦略2018に記載された内容を中心に論点を出してきたわけですが、そして5番目ですが、ここまで触れられていない施策についても、当然フォローアップをさせていただきたいということですので、関係府省は引き続き取り組みを

お願いしたいと思っております。

そして論点の6番目からですけれども、これは新しい論点になります。ぜひ申し上げたいと思います。未来投資会議の前身であります産業競争力会議の時代からコンセッションの普及について5年近く議論をしてきたわけです。これまでの議論の進め方は、この制度に取り組んでみたい地域、特に首長の声を聞いて、取り組み上での障害をあぶり出して、関係省庁の皆さんに解決してもらおう流れでやってきたわけでありまして。これはこれで大変有効なアプローチで、結果として分野ごとにモデルケースができて、それに続く地域が障害に直面せずに新しい手法を活用できるようになってきたと、目標の件数もそこそこうまく達成されている。このように評価できるアプローチがあった一面で、課題もあるように思います。

その大きな部分は、政府としてコンセッションに何を期待するのかという点での議論があまり深まっていないことにあるのではないかと思います。地域に全てを任せるのではなく、国としても、地域の取り組みに協力する以上、地域に対して一つの姿を示して、そこへトライを求めるということもあってはよいのではないのかということなおります。地域の積み上げは大事でありますけれども、政府全体としての位置づけ、ビジョンを示す。

例えば欧州ではEUが欧州2020という成長戦略を策定して、現在実行しているわけですが、その成長戦略ではスマートとか、持続可能、包摂といったターゲットを示しているわけです。この実現のためのキードライバーの一つとしてコンセッションが位置づけられているということでもあります。これと同時に日本の成長戦略が標榜しておりますSociety5.0とかデータ駆動型社会を実現するためのキードライバーとしてのコンセッションの役割ももっと強く打ち出してもよいのではないかと、寧ろそうする必要があるのでないかと思うわけでありまして。

実際に日本のコンセッションを活用している現場では、例えば上下水道事業や空港事業などにおいて、まさにSociety5.0の実践ともいえるべき最先端の技術活用の取り組みも進んでいる。こういうことを目標として掲げて政府と地域が連携して進めていく枠組みが重要であると思っております。これは成長戦略を所管する再生事務局とPFI制度を所管する内閣府において、次期成長戦略に向けて考えてみていただきたい点でございます。

具体的にはペーパーにありますとおり、成長戦略の観点から見たコンセッションの推進の目標と実現のための政策手段への落とし込みの方法を考えることとでございます。場合によっては、参考としてEUでの具体的な取り組みも調べてもよいのではないかと。ある程度、考え方やアイデアが出たら、年度末に向けて一度説明に来てもらいたいと考えております。

再生事務局、PFI室、そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

これに関連して、7番目になるのですけれども「スーパー・シティ」という考え方を示させていただいているのですけれども、これも成長戦略を都市単位で具体的に実現さ

せるということだと私自身は考えております。コンセッションにも、都市における公共サービスに先端技術を使って革新をもたらす狙いがあるわけです。つまり、コンセッションを通じて、民間事業者を巻き込んで提案を引き出して、特区などとは異なった切り口で「スーパー・シティ」の実現を図るという議論の進め方もあるかと思えます。

田和統括官においでいただいたので、ぜひちょっと御意見も伺いたいのでもありますけれども、今後、コンセッションの活用を通じて、IoTなどの先端的な技術を導入して、そして社会課題の解決を図るような先端的な自治体への支援の仕組みを何らか検討することはできないだろうか。先ほどもお話しした政府による支援を通じて、政府の掲げる目標の実現に近づけるモデルではないかと思うのですが、一般的な質問になりますが、統括官、もしお考えがありましたら、お願いします。

○田和内閣府政策統括官

実は私も同じような問題意識を持ってございます。特にどういう分野かということ言えば、キャッシュフローを余り生まないような分野に対して、これからどうやっていくのかというようなことをいろいろ考えたときに、やはり自治体とどういう形でこのコンセッションの手法を展開していくのか、現状のPFIという、やはり公的施設に着目する概念をもう少し大きく捉え直して広げていくことによって、官民の連携のあり方をもっと少し幅広く捉えていくアプローチがあってもいいのではないかと考えております。

どういったことが今できるのかということは、少し考えさせていただきたいのですが、諸外国でも今のPFIのその先を行っている手法が、開発されてございますので、先ほどの金融商品というアプローチも当然その投資家のサイド、それから制度の側の手法も含めて、少し考えさせていただきたいと思えます。

○竹中会長

田和統括官、どうもありがとうございます。

先日の未来投資会議で、私は発言させていただいたのですが、そのUNCTADのキトゥイ事務局長の話によれば、過去2年の間に101の国で、政府と民間の関係を根本的に見直すような政策変更が行われていると、第4次産業革命において、政府が果たさなければいけないトピックが増えたと、その分、民間にもっとやってもらわなければいけない部分も増えたと、わかりやすい例が、やはりコンセッションになるわけでありましてけれども、そういう観点も含めて今、統括官がおっしゃったような方向でぜひいろいろ御検討を賜りたいと思えます。

最後になりますけれども、8番目であります。皆さん御承知のとおり、9月には台風21号、そして北海道の胆振東部地震などの大規模な災害があつて、関空や新千歳などの空港関係でも大きな被害が出ました。コンセッション事業におきましては、こういった事態は不可抗力事象という考え方で整理するのだと認識をしております。

コンセッションは単なる民営化ではなくて、平時においては民の力を最大限活用しつつ、民の力では対処できない有事における官の役割を残す仕組みであると思います。この官の役割の代表的なものが不可抗力事象への対応だと考えます。既にコンセッションが導入されている関空、今後導入される新千歳でどのようなことが生じ、何らかの今後への課題が得られるのかは多くの方が注目しているところだと思います。そこで、まず今月中に航空局より一度、現状認識について説明をいただけないでしょうかと思います。その説明を聞いた上で、本会合で何か取り上げる必要があるかどうかと思うのでありますが、航空局、お願いしてよろしいでしょうか。

○岩崎国土交通省航空局次長

はい。本問題につきまして、さまざまな課題がございまして、私どももさまざまな検証を行っているところでございます。途中経過ということではございますけれども、可能な範囲でしっかりと対応させていただきたいと思っております。

○竹中会長

どうもありがとうございます。

今日、すごい早口で途中からやりましたですけれども、以上で本会合の今後の進め方についての、一応の私の発言をさせていただきました。

今後の会合のテーマや開催のタイミングを示させていただいたと思いますので、再生事務局におきまして受けとめていただきまして、必要なスケジュール調整などは行っていただきたいと思っております。

それと、経済財政諮問会議の高橋議員に今日来ていただいておりますけれども、今後についても、ぜひ密接な連携が必要だと思います。先ほど、田和統括官がおっしゃったような問題意識でいろいろなことを考えていくとなると、諮問会議の出番も大変多くなると思いますので、もし今後の進め方などについて、御意見などがあれば、おっしゃっていただきたいと思っております。

○高橋議員

諮問会議としては以前から、例えば、先進的な手法を自治体・都市経営に活用し、これによって財政効率化や経済活性化を促していくこと、あるいは公共サービスの産業化ということも言ってきました。これからの考えると、増大が見込まれるインフラ再整備のための財源の確保も必要だと思いますので、引き続き諮問会議としても、財政効率化と経済活性化の観点から議論をさせていただきたいと思っておりますし、今日の議論も大変参考にさせていただきたいと思っております。その上で、引き続き当会議と連携をさせていただければと思います。

○竹中会長

ありがとうございます。

特にほかに御発言ございますでしょうか。

よろしければ、どうもありがとうございます。

私からは以上ですので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

○平井日本経済再生総合事務局次長

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の議事を終了させていただきたいと思いますが、今回の議論も踏まえつつ、ただいま累次御指摘のあったところ、今後、施策の具体化について、検討を進めていただきたいと思います。

この後、本日の会議の内容などにつきましては、事務局からプレスにブリーフィングをさせていただきます。

また後日、発言者の御確認をいただいた上で、議事要旨を公開したいと思いますので、皆様方の御協力をお願いいたします。

以上をもちまして、本会議を終了とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

以 上